

※こちらの書類も必ず提出してください

施設型給付費・地域型保育給付費等 現況届出書

令和 年 月 日

小美玉市長 様

(保護者) 住 所
氏 名
自宅Tel
携帯Tel 保護者1 (続柄:)
保護者2 (続柄:)

次のとおり、子ども・子育て支援法第22条に基づく届出を提出します。

ふりがな 氏 名	生 年 月 日	利用施設名
	年 月 日生	
	年 月 日生	
	年 月 日生	
	年 月 日生	

①世帯の状況
(変更: 有り ・ 無し) *申請時と状況が異なる場合には変更後の世帯状況をご記入ください。「無し」を選択した場合は記載不要。

区分	ふりがな 氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等	同居・別居 (備考)
児童の世帯員		S H R	. .	男・女		同・別
			. .	男・女		同・別
		S H R	. .	男・女		同・別
			. .	男・女		同・別
		S H R	. .	男・女		同・別
			. .	男・女		同・別
		S H R	. .	男・女		同・別
			. .	男・女		同・別
		S H R	. .	男・女		同・別
			. .	男・女		同・別
ひとり親家庭等の該当		☐ ひとり親家庭 ☐ 在宅障がい児(者)のいる家庭(身体・療育・精神 手帳__級)				
生活保護の適用の有無		☐ 適用無し ☐ 適用有り(平成・令和 年 月 日保護開始)				

(*2)前年度分の市町村民税又は当年度分の市町村民税が課税されている場合、「有」に○を付けてください。

裏面へ続く

(表面)

(令和7年1月1日現在の居住地)

③保育の利用を必要とする理由

保育の利用 を必要とする理由	続柄	理 由
	保護者1 (続柄) ()	☐ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他() 具体的な状況を記載(勤務先、就労時間・就労日数や疾病の状況など)
	保護者2 (続柄) ()	☐ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他() 具体的な状況を記載(勤務先、就労時間・就労日数や疾病の状況など)

< 記 入 上 の 注 意 等 >

この届出書は、ご利用中の施設に提出してください。

2人以上の児童の届出をする場合は、それぞれの児童ごとに届出書を提出してください。

(表面)

- 1 「届出に係る小学校就学前子ども」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「認定証番号」の欄は、当該申請児童に係る認定証番号を記入してください。
- 3 ①「世帯の状況」の欄は、変更「有り・無し」を○で囲んでください。
「有り」を○で囲んだ方は、児童本人以外の児童の両親（同居・別居について「備考」内の同・別を○で囲んでください。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「市町村民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入してください。
- 4 ①「ひとり親家庭等の該当」及び「生活保護の適用の有無」の欄は、利用者負担額を算定するときに必要な情報となりますので、該当する場合は必ず□にチェック（☒）してください。

(裏面)

- 5 ②「所得の状況」の欄は、該当する□にチェック（☒）してください。未申告、未提出欄にチェックされた場合は、(*3)をご確認ください。
- 6 ③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、児童の世帯員のうち、両親（又は養親、後見人など：父母以外の場合は、（ ）内に続柄を記入してください。）ごとに、児童を保育できない理由を下記の表(1)～(7)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（☒）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、(1)～(7)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（親のいない家庭など特別な事情がある場合）は「その他」にチェック（☒）し、内容を（ ）内に記入してください。なお、保育の利用の必要となる具体的な状況を確認できる書類を併せて添付してください。
また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入してください。
保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者。以下「保護者」という。）が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1)就労等（家庭外労働）	児童の保護者が家庭の外で1月60時間以上仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）	児童の保護者が家庭で1月60時間以上仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
(2)妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
(3)疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあったりするので、その児童の保育ができない場合
(4)介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
(5)災害復旧	火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
(6)求職活動	児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
(7)就学	児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障がいの程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、その他に記載した場合は具体的な状況を記入してください。

(留意事項)

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・転園を希望しても、利用希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。